平成２９年（フ）第１４７８号
愛知県東海市富貴ノ台５丁目73番地　エクセル富貴ノ台（103号）
破産者　南　　遥菜
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６５７号
名古屋市緑区潮見が丘２丁目270番地の１西川原205号
破産者　竹下　道昭
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７２０号
愛知県あま市七宝町遠島七反田560番地１七宝遠島借家　東から２件目
破産者　福運こと　古家　義三
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４２９号
兵庫県加古川市尾上町養田1435―８、住民票上の住所東京都町田市木曽東４丁目12番イ19―209号
破産者　谷　　悦男
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第７３３号
広島市南区堀越１丁目５番46―105号
破産者　植木　　黎
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４８９号
熊本県上益城郡益城町大字広崎1305番地９、前住所熊本県上益城郡御船町大字辺田見574番地
破産者　永野　美香
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１５４号
東京都多摩市永山４丁目２番地　19―203（開始決定時の住所）沖縄県宜野湾市伊佐２丁目21番13―405号　大栄マンションⅡ
破産者　生駒　悦子
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第７７号
青森県三沢市堀口２丁目５番地５号
破産者　江刺家清子
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第７８号
青森県三沢市松園町２丁目16番10号　Ｃ棟
破産者　今出川文子（旧姓北向）
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第２号
宮城県角田市角田字中島下８番地　Ｄ棟
破産者　丸谷　勝男
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第１４２４号
横浜市磯子区杉田３―７―19―206、住民票上の住所横浜市栄区上之町20番３号
破産者　佐野　博信
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５３２号
横浜市旭区中希望が丘64番地54
破産者　齋藤　　明
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７６０号
横浜市南区中村町４丁目274番地２　ヴィラ花水木114号室、開始決定時の住所横浜市南区清水ケ丘237番地３　ＤＫ清水アパート101号
破産者　清水　康雄
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７４６号
横浜市旭区若葉台４丁目30番904号
破産者　原　　務
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３０４号
岐阜県羽島市正木町曲利148　正木町曲利中島貸家Ｂ―２号室、開始決定時の住所岐阜県羽島市上中町一色893番地
破産者　山田造園こと　山田　　悟
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１９４号
岐阜県下呂市金山町金山2081番地14
破産者　山内写真アップルフォトこと　山内　康
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２６０号
岐阜市高森町６丁目14番地１（サン・フラワー華陽）、前住所名古屋市中川区昭和橋通２丁目32番地の１（丸美タウンマンション昭和橋602号）
破産者　桑内　　瞳
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所